

洪水ハザードマップ(佐賀市全域)改訂業務に係る公募型プロポーザル実施要領

佐賀市において、洪水ハザードマップ(佐賀市全域)を改訂するにあたり、受託する事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定める。

1 委託業務の内容

(1) 業務の名称

洪水ハザードマップ(佐賀市全域)改訂業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月15日まで

(4) 契約の相手方の選定

公募により提出された企画提案書に対して、別紙の評価項目(加点方式)に基づき採点し、最高得点を獲得した事業者を契約候補者とする。

2 提案上限額

18,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

3 応募資格

(1) 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- ③ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていない者
- ④ 本案件の公表(公募開始)の日から「提案書の提出期限までの間のいずれかの日において、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置(以下「指名停止等の措置」という。)を受けていない者。
ア 佐賀市(佐賀市上下水道局を含む。イにおいて同じ。)による指名停止等の措置
イ 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置(佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指

名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。)

- ⑤ 令和8年4月1日時点で、令和7・8年度佐賀市業務委託関係競争入札参加資格者一覧表の「測量一般」若しくは「土木関係建設コンサルタント」又は、令和6～8年度佐賀市物品購入等競争入札参加資格者一覧表の業種名「印刷」に掲載されている者。
- ⑥ 本委託業務の公募型プロポーザルへの参加表明を行う前5年の間において、九州内自治体(沖縄県内自治体を除く。)において水防法第15条第3項に定められた印刷物(いわゆるハザードマップ)作成または修正(一部改訂を含む)業務の実績が3件以上ある者。
- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 スケジュール(予定を含む。)

項目	期日
公募開始	令和8年7月 1日(水)
参加表明書受付期限	令和8年7月 8日(水)12時(正午)まで
質問受付期限	令和8年7月10日(金)12時(正午)まで
質問の回答	令和8年7月17日(金)予定
提案書の提出期限	令和8年7月31日(金)12時(正午)まで
審査	令和8年8月上旬予定
審査結果の通知	令和8年8月下旬予定
契約	令和8年8月下旬予定

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

① 企画提案書表紙(様式第3号) 1部及びデータ

② 企画提案書(任意様式) 1部及びデータ

・審査項目に記載している各項目について必ず記載すること。また、アピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。

・現段階で構想しているハザードマップのイメージや、災害時及び平常時における防災情報の掲載内容を記載すること。

③ 付属書類

・委託業務実施体制(様式第4号) 1部及びデータ

・従事者の経歴(様式第5号) 1部及びデータ

・工程別予定表(任意様式) 1部及びデータ

・過去に他の自治体に納品したハザードマップ 各1部(最大3件分)

※ハザードマップは、本委託業務の公募型プロポーザルへの参加表明を行う前5年の間に作成された他の自治体のものに限る。また、少なくとも1件は実際に市民等に配布している実物を提出すること。

④ 費用にかかる書類

・費用見積書(様式第6号) 1部及びデータ

・見積に係る積算内訳書(任意様式) 1部及びデータ

※見積価格は、提案上限額を超えないものとする。

(2) 提出期限 令和8年7月31日(金)12時(正午)まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は配送(一般書留等配送の記録が残るものに限る)による。

※データの提出については、CD-R またはDVD-R に限る(USB フラッシュメモリ等は不可)。

(4) 提出先 佐賀市 総務部 危機管理防災課 地域防災係 宛て
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

(5) その他

企画提案書には、実現可能なものであり、かつ、本市が希望すれば本事業の実施に要する事業費(「2 提案上限額」参照)の範囲内において実施可能なもののみを記載すること。

6 参加の表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(様式第1号)に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。

① 提出期限 令和8年7月8日(水)12時(正午)まで(必着)

② 提出方法

・指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

なお、電話、口頭及び提出期限後の提出は一切受け付けない。

・電子メールアドレスは、次のとおりとする。

shouboubousai@city.saga.lg.jp(佐賀市危機管理防災課)

・電子メールの件名は「【企業名】プロポーザル参加表明書」と入力し、指定様式を添付した上で送信すること。また、送信後に電話(0952-40-7034)にて受信確認をすること。

・本プロポーザルにおける各種連絡事項は、参加表明書に記載された電子メールアドレスにのみ送信するので、記載漏れ、記載誤りがないよう留意すること。

7 質問及び回答

(1) 提案書作成等に関する質問の受付

① 受付期限 令和8年7月10日(金)12時(正午)まで(必着)

② 提出方法

・指定様式(様式第2号)を用いて、電子メールにより提出すること。

なお、電話、口頭及び提出期限後の質問は一切受け付けない。

・電子メールアドレスは、次のとおりとする。

shouboubousai@city.saga.lg.jp(佐賀市危機管理防災課)

・電子メールの件名は「【企業名】プロポーザル質問」と入力し、指定様式を添付した上で送信すること。また、送信後に電話(0952-40-7034)にて受信確認をすること。

(2) 回答

質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、令和8年7月17日(金)頃に佐賀市のホームページ上で公表する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 業務委託候補者の選考

(1) 選考方法

① 提出された企画提案書等について、別紙の審査項目に基づき選定委員会において厳正な審査(書類審査)を行い、最高得点を獲得した企画提案書を選定する。

② 審査結果については、令和8年8月下旬(予定)に電子メール等で通知する。また、結果に対する異議は認めない。なお、契約候補者については、佐賀市公式ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 選考基準

別紙「審査項目(合計100点)」により行うものとする。

8 欠格事由

(1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- ① 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- ② 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- ③ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- ④ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ⑤ 契約までの間に、応募資格に定める要件を満たさなくなったとき。
- ⑥ 審査に影響を与えるような不正行為があったとき。
- ⑦ 著しく信義に反する行為があったとき。

(2) その他

- ① 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「参加辞退届」(様式第7号)を提出すること。
- ② 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- ③ 企画提案書等の訂正・差替えは認めない。ただし本市から指示があった場合は除く。
- ④ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- ⑤ 企画提案書の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。
- ⑥ 本市は選考中、選考の経緯、経過等に関する質問には一切応じない。
- ⑦ 本市は、電子メール等の通信事故について、いかなる責任も負わない。
- ⑧ 選考後の提出書類の取り扱い
提出された企画提案書等については、公開しない。

9 その他必要な事項

(1) 契約に関する条件等

① 業務内容の協議

契約後の業務にあたっては、提案された業務そのものを実施するものではなく、市と十分に協議の上、決定するものとする。

また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。

② 契約保証金

契約にあたって、受注者は佐賀市財務規則(平成 17 年規則第 62 号)第 104 条第 1 項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし同規則第 104 条第 2 項各号に該当する場合は免除とする。

③ 契約代金の支払い

契約代金については、事業完了後の清算払いとする。

④ 成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は佐賀市に帰属するものとし、また、市は、本業務の成果品を、自ら使用及び使用許諾した範囲に必要な範囲において、随時利用できるものとする。

⑤ 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

⑥ 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、佐賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年条例第 2 号)を遵守しなければならない。

別紙

審査項目(合計100点)

評価項目		観点	配点
業務の理解度	1	提案者は過去5年間に於いて、水防法第15条第3項に定められた印刷物(いわゆるハザードマップ)の作成実績をどの程度有しているか。 ※企画提案書に作成実績を記載すること。	5
	2	仕様書に示された事業目的について、十分に理解しているか。	10
企画提案書の内容	3	「水害ハザードマップ作成の手引き(令和8年5月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)」をもとに、現行の本市の洪水ハザードマップの修正必要箇所等の問題点、課題等について分析できているか。	5
	4	本プロポーザル仕様書第16条に定める洪水ハザードマップの情報・学習面が、住民等の早期避難や備えを促すような掲載内容となっているか。また、学習面が北部(山間部)、中部(平野部)、南部(沿岸部)等本市の地形的特性を捉えた掲載内容となっているか。 ※企画提案書にて情報・学習面の案を提示すること。	20
	5	本プロポーザル仕様書第16条に定める洪水ハザードマップの紙面が、配置・配色・バランスなどが工夫されており、わかりやすい構成になっているか。また、幅広い年代の住民等にとって読みやすく、内容にも配慮がされているか。 ※企画提案書にて紙面の案を提示すること。	20
	6	その他、本事業を実施するうえで、有益な提案であるか。(情報の更新に伴うメンテナンス性に優れているか等)	5

次項あり

業務遂行能力	7	本業務を適正に実施するための役割分担等を実施しているか。また、各担当が十分に実績を有しているか。 ※委託業務実施体制(様式第4号)及び従事者の経歴(様式第5号)を基に審査。	5
	8	管理技術者や照査技術者等に資格(技術士、空間情報総括管理技術者等)を有する者を配置するか。 ※委託業務実施体制(様式第4号)又は従事者の経歴(様式第5号)に記載すること。	5
	9	契約期限までに適切に本業務を完了する工程となっているか。 ※工程別予定表を基に審査。	5
経費積算の妥当性	10	必要な経費が適当かつ妥当な積算として計上されているか。 ※費用見積書(様式第6号)及び見積に係る積算内訳書(任意様式)を基に審査。	20
合計			100